解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

埼玉県川口市青木一丁目一八番一五号
医療法人柏青会
清算人　諫山　秀一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

福井県福井市飯塚町第三〇号二二番地
特定非営利活動法人北陸福祉事業支援機構
清算人　濱田　嘉明

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第三十条の規定による存続期間の満了により、平成二十一年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

長崎県大村市箕島町五九三番地
財団法人長崎県地域振興航空基金
代表清算人　立石　暁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

岐阜県岐阜市明徳町一〇番地
特定非営利活動法人キャリア開発センター
清算人　横山　好美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

京都市中京区壬生松原町五一―一
特定非営利活動法人京黒紋付マスター協会
清算人　荒川　徹

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十一年七月二十九日開催の第七十九回理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

愛媛県喜多郡内子町五十崎甲一五二四番地の一
財団法人龍王開発協会
代表清算人　稲田　繁

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年九月二十八日付東京都告示第千三百二十九号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

東京都江東区豊洲五丁目五番一―四一八号
豊洲駅前地区市街地再開発組合
代表清算人　渡辺　哲三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

静岡県伊豆の国市長岡一三四九番地
特定非営利活動法人伊豆誠心会
清算人　江後　治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十三日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市屋一〇五八
財団法人和歌山県国民年金福祉協会
清算人　山田　昌治

配当公告

北海道北見市西三輪四丁目七二七番地
破産者　株式会社廣川木材店

右の者に対する釧路地方裁判所北見支部平成二十年（フ）第五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金六二、七三五、七六八円

一、配当をすることができる金額
金九、八五五、〇〇六円

平成二十一年十月二十三日

北海道北見市北二条東二丁目一三番地一コンフォール一階　破産管財人　伊藤　昌博

配当公告

宮城県東松島市赤井字星場二四三番地二
破産者　寿建設株式会社

右の者に対する仙台地方裁判所石巻支部平成二十年（フ）第四七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金二〇一、四七七、〇五八円

一、配当することのできる金額
一般債権　金一一、五五九、一六〇円

平成二十一年十月二十三日

仙台市青葉区大町二丁目一〇ノ一四ノ六〇一
破産管財人　中村　彰二

配当公告

岡山県総社市西阿曽七〇七番地
破産者　株式会社神原工業

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十年（フ）第四八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三四、二五五、四九五円

一、配当することのできる金額
金一一、七七〇、九四四円

平成二十一年十月二十三日

岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル五階
破産管財人　石井　克典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百五十五万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十一月二十五日であり、株主総会の決議は、平成二十一年九月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十一年十月二十三日

秋田県大館市白沢字松原七三九番地一
株式会社秋田鶏病中央研究所
代表取締役　佐藤　優

第29期決算公告

平成21年10月23日

秋田県大館市白沢字松原739番地1
株式会社秋田鶏病中央研究所
代表取締役　佐藤　優

貸借対照表の要旨

（平成20年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,464
	固定資産	30,167
	合計	35,632
負債及び純資産の部	流動負債	32,599
	株主資本金	3,033
	資本剰余金	10,550
	利益剰余金	△ 7,516
	その他利益剰余金	△ 7,516
	（うち当期純損失）	(181)
	合計	35,632